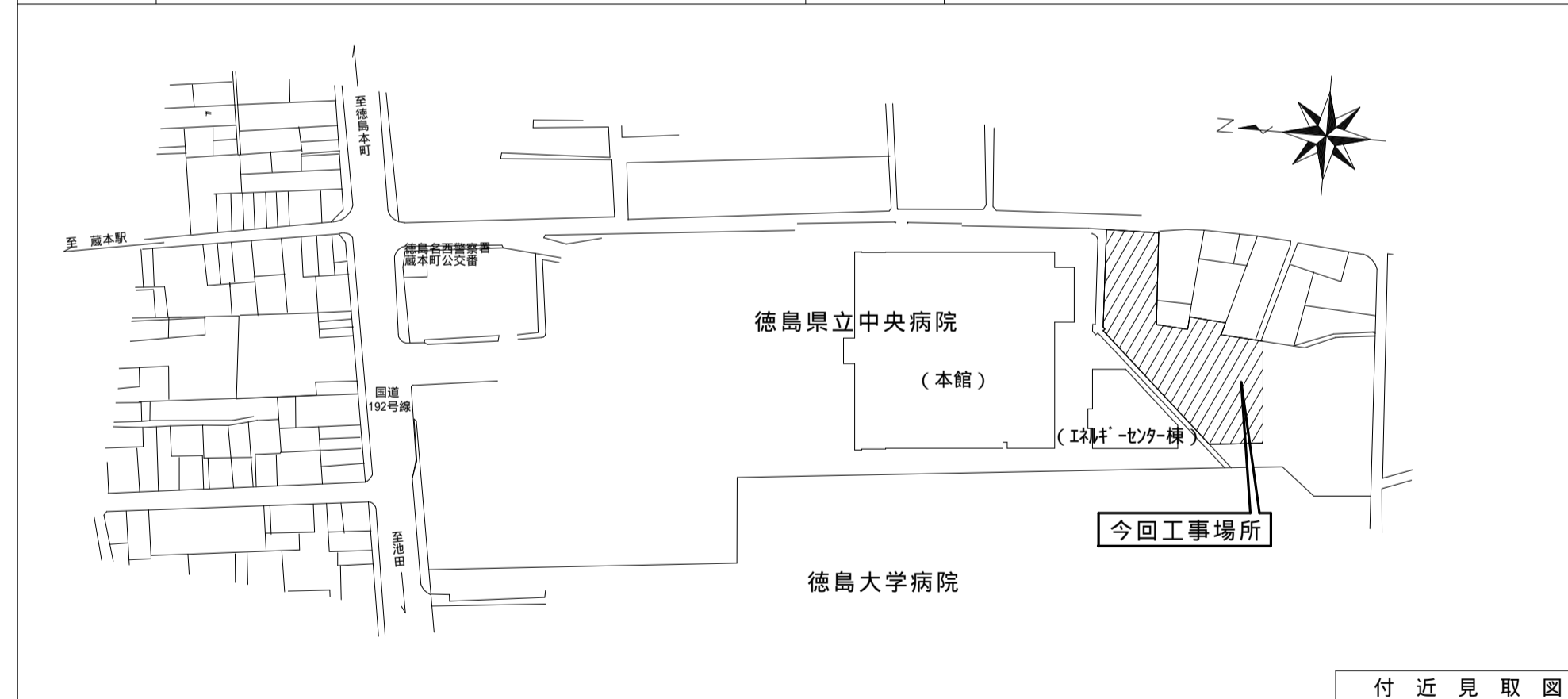


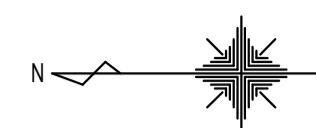
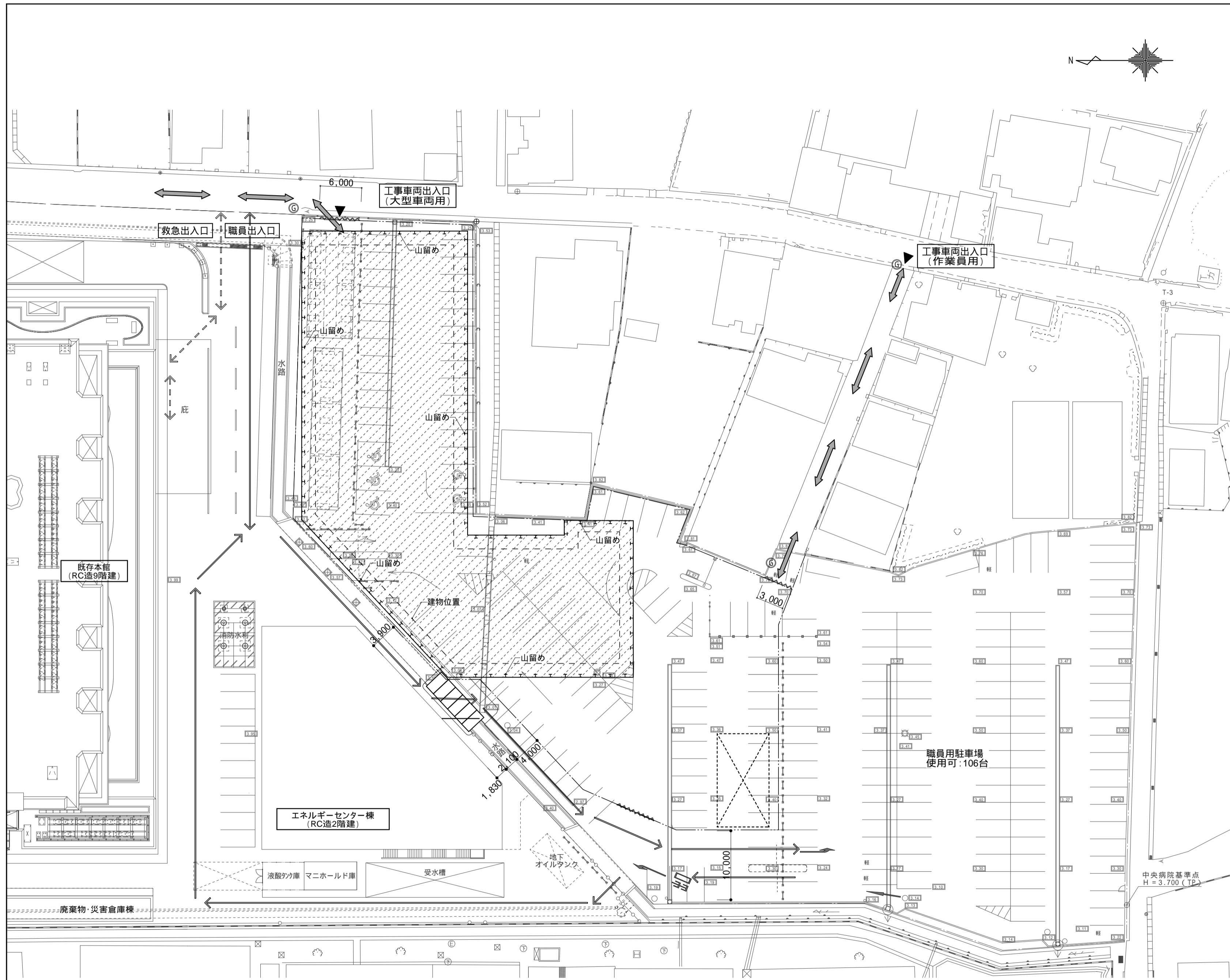
R 2 病経 中央病院 徳・南蔵本 土留め壁他工事

図面番号	図面名	図面番号	図面名
B-001	表紙・図面リスト・付近見取り図		
B-002	特記仕様書(1)		
B-003	特記仕様書(2)		
B-004	仮設計画図		



徳島県病院局 経営改革課	課 長	副課長	課長補佐	係 長	課 員

<p>I. 工事概要</p> <p>1. 工事名称 R 2病経 中央病院 徳・南蔵本 土留め壁他工事</p> <p>2. 工事場所 徳島県徳島市南蔵本町一丁目</p> <p>3. 工事概要 A. 建物取り壊し B. 外構取り壊し ㊦ 整地工事 ㊧ 騒音振動調査 工事内容：矢板施工・掘削・整地 構造規模：敷地面積 33,988㎡ 工事対象 外構 3282.9 ㎡ 工事範囲：図面による</p> <p>4. 工 期 工事完成年月日は令和 2年 11月 20日とする。</p> <p>II. 建築工事仕様書</p> <p>1章 一般共通事項</p>		<p style="text-align: center;">項 目</p> <p style="text-align: center;">特 記 事 項</p> <p>交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に・日間配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている ・義務付けられていない)。 ・警備員は、延---人を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。</p> <p>受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計金額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p> <p>工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事が記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事を着手すること。</p> <p>地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試験を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>受注者は、工事面所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。 なお、令和2年度末までは、経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>受注者は、工사용車両による土砂、工사용資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。 特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事を事前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。 また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事後完了「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>工事に影響のある範囲内の重要備品等（ 有 ・ ㊦ ） 備品等名称： 保管場所： 注意事項：</p> <p>工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は経営改革課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。</p>	<p style="text-align: center;">項 目</p> <p style="text-align: center;">特 記 事 項</p> <p>施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>本工事に先駆け、県において周辺家屋等の事前調査を実施していますので、調査報告書を参考にして、今後の工事を実施すること。</p> <p>工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。</p> <p>電子納品：対象</p> <p>提出書類 ㊦竣工図（製本2部、電子データ2部）(A4 ・ A3 ・ ㊦ ・ 原図版) ㊦工事写真(写真帳1部（ ㊦着手前 ㊦ 竣工 ）、電子データ2部) ・使用材料一覧表(4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部) ・保全に関する資料</p> <p>竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事的目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事完成撮影は、専門家に(よる ・ ㊦らな㊦)ものとする。</p> <p>受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を行い、その結果を報告し承諾を得ること。</p> <p>次表より中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。 ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>-</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>-</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	区 分	サ イ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	-	1回	3千万円以上5千万円未満	-	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
区 分	サ イ ズ																									
着 工 前	カラー、手札版又はサービサイズ																									
工 事 中	カラー、手札版又はサービサイズ																									
竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ																									
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																								
3千万円未満	-	1回																								
3千万円以上5千万円未満	-	2回																								
5千万円以上1億円未満	1回	2回																								
1億円以上	2回	3回																								
<p>① 適用基準等</p> <p>② 施工条件</p>	<p style="text-align: center;">項 目</p> <p style="text-align: center;">特 記 事 項</p> <p>① 適用基準等 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設(国土交通省)大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 平成31年度版(以下「改標仕」という.) 公共建築改修工事標準仕様書（電気工事編） 平成31年度版 公共建築改修工事標準仕様書（機械工事編） 平成31年度版 建築物解体工事共通仕様書 平成31年度版(以下「解体共通仕様書」という.)</p> <p>受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に発注者に提出しなければならない。</p> <p>設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 国土交通省大臣官房営繕部監修建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)(以下「解体共通仕様書」という。)</p> <p>施工条件は次による。</p> <p>関連する他工事の開始、または完了時期。 ㊦本工事後、埋蔵文化財調査が令和2年11月から決まっているため、工期重複期間は調整を要する。</p> <p>工事着手前に地下工作物等の調査を必要とする場合。 ・本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物の調査を行う。</p> <p>工食用敷地(使用可能範囲)、仮囲いの場所、範囲は図示のとおり。</p> <p>敷地測量及び境界確認有り(予定)。</p> <p>公害関係 ㊦騒音、振動 コンクリート部分の取壊し工事は9時から17時までとし、圧砕機を使用する。 ・防音パネル、防音シ-トを使用する場合は、仕様、範囲、期間を明示する。 ・防塵シ-トを使用する場合は仕様、範囲、期間を明示する。 ・家屋調査 家屋の内外壁クラック、ひずみ調査を工事着手と完成前に、立会いのもとに行い、写真撮影し報告書を 部作成する。</p> <p>撤去物の種類、規模、構造は図示及び発生材の処理場、処理単価等を明示する。</p> <p>安全対策関係 ㊦工事の施工に当たっては工事進入ゲ-トに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。 なお、別添の図示により難しい場合は、別途監督員と協議するものとする。</p> <p>落下防止、飛散防止等を指定する場合(配置図に明記) ・本工事施工中、第3者危険防止の措置として、図示により敷地周囲に飛散防止のための万能板の外柵を設置するものとする。</p> <p>構内道路を搬入路として使用する場合 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械は、 ㊦材料、資材の搬出入路は図示。 に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規模 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規模に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規模に基づき指定された建設機械を現場に供給するものが著しく困難な場合は、監督員と協議する。 ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。 ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p>	<p>③ 工事関係図書</p> <p>④ 安全衛生管理</p> <p>⑤ 工事現場管理</p> <p>⑥ 施工</p>	<p>⑦. 周辺家屋等の対応</p> <p>⑧ 記録</p> <p>⑩. 工事検査及び技術検査</p> <p>⑪. デジタル工事写真の小黒板情報電子化</p>																							
<p>株式会社 日総建 大阪事務所 株式会社 宮建築設計</p>	<p>一級建築士事務所 大阪府知事登録 (イ)第24847号 一級建築士登録 第336930号 日下部 寛之 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第11068号 一級建築士登録 第 90947号 宮本 博</p>	<p>MEMO ----- -----</p> <p style="text-align: center;">.</p>	<p>PROJECT</p> <p>R 2病経 中央病院 徳・南蔵本 土留め壁他工事</p> <p>TITLE</p> <p>特記仕様書(1)</p> <p>SCALE A2: 1 / - A4: 1 / - DATE 2020.07 SHEET NO. B-002</p>																							



凡 例	
	仮囲い (成形鋼板H=3,000) (別途工事)
	キャストゲートH=2,134 (別途工事)
	山留め位置: シートパイル (買取) (ER棟増築工事掘削深さH=5,800+根入れ深さH=3,857想定)
	工事車両出入口
	工事動線
	職員動線
	救急動線
	警備員 常駐 (別途工事)
	監督員事務所を示す
	中央病院基準点H=3,700 (TP) からの高さを示す
	掘削範囲を示す (現況舗装レベル-800)

- 注 意 事 項
1. 工事範囲 (仮囲い内) 及び工事車両進入路にあたる既設建物及び側溝、会所、設備マンホール等については、工事車両の進行により損傷なきよう十分養生等の処置を講ずること。
 2. 工事期間中、近隣住民に配慮し、工事により発生する騒音、振動、粉塵等の制御に努めること。
 3. 工事車両進入路と歩行者等の通路が交差する場合は、工事車両の運行に際しては、徐行する等、安全に配慮するとともに、警備員による車両の誘導を行うこと。
 4. 工事完成に際して、工事に使用した敷地には、清掃・整地を十分に行い損傷等発生のある部分は、請負人負担で速やかに復旧を行うこと。
 5. 仮囲い内の雨水、排水処理は適切に行うこと。
 6. 各ゲートには、車両のタイヤについた汚れを落とす適切な設備を設けること。
 7. 救急車・一般車両共、工事車両出入口と隣接するため、通路を確保し、ガードマンによる誘導を行うこと。
 8. 根入れ深さについては山留めの工法及び現地地盤状況を確認の上決定すること。

